

環4沿道余丁町・河田町地区まちづくりニュース 第10号

平成25年12月

発行：新宿区都市計画部景観と地区計画課

来年1月にアンケートを実施します！！

平成25年9月9日、余丁町・河田町地区における環状第4号線沿道のまちづくりについての第10回勉強会を開催しました。当日は、第9回勉強会に引き続き、「まちづくりルールたたき案」についての意見交換を行いました。意見交換の内容については2ページをご覧ください。

現在お示ししている「まちづくりルールたたき案」は、これまでの勉強会でのご意見を中心に作成したものです。そこで、まちづくりルールの内容について、地域の皆様に広くご意見をうかがうアンケート調査を、来年1月に実施いたします。区では、アンケート調査結果を踏まえ、まちづくりルールの検討をさらに進めたいと考えております。お忙しいこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

まちづくりルールたたき案に関するアンケート

- 実施時期 : 平成26年1月(予定)
- 調査対象範囲 : 下部の地図を参照ください。
- アンケート内容
 - ◇まちづくりルールたたき案の内容について
 - ◇勉強会の運営について
 - ◇その他

1月に配布するアンケートは、お住まいのまちや、お持ちの土地・建物の資産に関わる「まちづくりルール」を決めるためのものです。ぜひ、皆さまの意見をお聞かせください！



～区ホームページにまちづくりニュースを掲載しています～

新宿区公式ホームページで、これまでのまちづくりニュースを閲覧することができます！
ページ名「環状第4号線沿道余丁町・河田町地区のまちづくり」

余丁町 まちづくり で検索してください。

第10回勉強会について報告します！

●第10回勉強会の概要

日時：平成25年9月9日（月）19:00～20:40

会場：若松地域センター第1集会室

参加者：17名

内容：まちづくりルールたたき案について



▲当日の様子

《主なご意見・ご質問(まちづくりルールたたき案について)》

(ご質問) たたき案の中の、「壁面の位置の制限」が良く分からない。これからルールに沿った建物が建つことで、隣家と壁面がバラバラになる可能性があるのではないかと。曳家（建築物の移動工事）が必要になるのではないかと。

⇒ (回答) 「壁面の位置の制限」に限らず、まちづくりルールは現在の建物をすぐに建て替えることを求めるルールではありません。将来建て替える際や増築の際に対応していただくルールです。街並みはすぐに揃うとは限りませんが、まちの将来像が実現することを目指して定めるものです。

(ご意見) 「壁面の位置の制限」について、細い道路沿いの敷地に設けるのは土地の活用という観点から見ると、厳しすぎるルールなのではないかと。どのような効果があるのか。

⇒ (回答) 「壁面の位置の制限」によって、細い道路を拡げて、緊急車両が通行できるようにすることで、まちの安全性を高めることが効果の一つとして挙げられます。どの道路沿いに制限を定めていくかということや、後退する数値については皆さんとの話し合いの中で考えていきたいと思えます。

(ご意見) 環状第4号線の完成には相当な時間がかかることが予想されるため、年配の方にとって関係のない話ではないかと思ってしまう。当分は用途地域を変えず、いままでの住環境を保ってほしい。

⇒ (回答) 地区の全ての皆さんの共通の答えを見つけるというのは難しいとは思いますが、出来るだけ多くの方が望むまちづくりの将来像を一緒に見つけていきたいと思えます。

(ご意見) たたき案は環状第4号線から沿道30mの地域の住民に最も影響が出るものだと思う。仮に防火地域に指定されると、耐火建築物に変えるためにはこれまでよりも余分に建築費がかかる。そうなるのであれば、近隣商業地域にすることで自分の資産価値を高めて欲しい。

⇒ (回答) たたき案とは異なるご意見ですが、今後の勉強会でも検討課題にしていきたいと思えます。

問い合わせ先

■環状第4号線沿道のまちづくりについて、皆様のご意見等をお寄せください。

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区都市計画部景観と地区計画課 担当：半田、長本

TEL：03-5273-3569 FAX：03-3209-9227

Eメールアドレス：chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp

※開催された勉強会の資料等をご希望の方は、景観と地区計画課までご連絡ください。

※まちづくりニュースは、区域内にお住まいの方、不動産登記簿に記載されている方を対象にお送りしています。

この用紙は、再生紙を使用しています。